平成２７年（フ）第１２９９号
埼玉県戸田市中町１丁目７番地の７　ハイライズタカハシ101号室
債務者　坂元　惠慈
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１６号
さいたま市浦和区岸町４丁目６番１号
債務者　吉田　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３６号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目19番１―403号
債務者　新井寿美こと　全　　壽美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４６号
埼玉県川口市芝新町11番12号
債務者　中林真由美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４７号
埼玉県川口市芝新町11番12号
債務者　中林真奈美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８８号
埼玉県白岡市白岡772番地32
債務者　今井　萌子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０７号
埼玉県白岡市下大崎379番地２
債務者　丸山　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
埼玉県越谷市赤山町３丁目201番地１　野口貸家
債務者　石井　正二
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６２８号
埼玉県川越市大字小室330番地５
債務者　木林　岳夫
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４０号
相模原市緑区橋本５丁目18番17号　いさむ荘103号室
債務者　田村ひとみ
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７４号
神奈川県座間市広野台１丁目７番７号　メゾン・グレース202号　日野貴生方、住民票上の住所東京都狛江市岩戸南３丁目２番11号　ハイツさつき　202
債務者　日野　裕史
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０９５号
京都市伏見区深草一ノ坪町41番地　パールハイツイナリ3011号
債務者　松尾眞由美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０４号
京都市伏見区石田大受町31番地412
債務者　橋詰　幸恵
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
山口県萩市大字椿東4484番地４、前住所山口県山口市平井1291番地５
債務者　山城　高明
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第２２６号
福岡県久留米市三潴町田川2440番地６
債務者　松田　孝人
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２２７号
福岡県久留米市善導寺町与田281番地14　野田アパート202号
債務者　橋本　郁子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７８号
福島県喜多方市字舞台田3141番地４、前住所福島県喜多方市字舞台田3133番地２
債務者　神田奈津子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係